年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 10件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年3月まで

② 昭和48年12月から49年3月まで

③ 昭和50年3月

私は、几帳面だった親から「国民年金制度は国が行う事業であり、年を取ってから自分のためになるから」と言われて、結婚前は保険料を親に渡して納付してもらっていた。切れ目無く納めていたつもりなのに未納があるとされているのは納得できない。

したがって、厚生年金保険と重複して国民年金保険料を払った1か月分が未納としていた期間に充てられたような記憶も無いほか、その1か月分について還付を受けた記憶も無く、現状の記録には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付には 直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親も既に他界して おり、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和48年6月頃に払い出されたとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃、初めて加入手続を行い、20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまでは申立期間①は未加入期間であったことになり、申立人が主張するように保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、

日記等) は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、会社に勤め始めた昭和50年3月の申立期間③について、厚生年金保険と重複して国民年金保険料を納付したが、当該保険料が48年10月及び同年11月の未納期間の保険料に充当するとの連絡を受けた覚えは無いと述べているところ、特殊台帳(マイクロフィルム)から、申立期間③の保険料が納付されたことが確認できるが、同年同月が厚生年金保険被保険者であることが事後的に判明したことから、同年7月に、重複納付となった同年3月分の保険料(1,100円)を、申立期間②直前の納付済みとされている48年10月及び同年11月の保険料(各月550円)に充当されたことが確認できる上、重複納付した保険料を充当とした一連の事務処理に係る特殊台帳の記載に不自然な点は見当たらない。
 - 一方、申立期間③の保険料が申立期間②の直前の2か月に充当処理された時点で、申立期間②は時効前であり、過年度納付することが可能であった上、充当処理については、社会保険事務所(当時)から被保険者に対して通知することとされていることから、申立人の保険料を納付していたとするその母親は申立期間②が未納であることを知り得たと考えられ、通知を受けたその母親が、申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月及び同年6月

私の国民年金手帳では、「初めて被保険者となった日」の記載が、昭和51年7月1日から同年5月7日に訂正されており、申立期間が未加入期間とされ、保険料を納付したとはされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前までに勤務した会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとし、自身の所持する年金手帳に記載される国民年金被保険者資格の取得日が、昭和51年7月1日と記載された後で同年5月7日に訂正されていることから、同年同月から国民年金に加入し申立期間の保険料を納付していたはずであると述べているところ、オンライン記録では、同年7月1日が資格取得日とされ、申立期間が未加入とされているが、申立人の年金手帳では、申立人が述べるとおり同年5月7日に訂正されており、申立人が居住する市の電算記録でも資格取得日は年金手帳と同じ日付となっていることから、申立期間当時、申立人は国民年金加入者として取り扱われ、申立人に対して申立期間の保険料の納付書が発行されていたとしても不自然ではない。

また、申立人の国民年金加入期間に保険料の未納は無い上、国民年金及び厚生年金保険の切替手続も適切に励行されていることから、申立人の年金に対する関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年2月の国民年金保険料については、納付していたもの と認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月

私は、昭和49年2月21日付けで厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、町役場へ赴き国民年金の加入手続を行った。手続の際、知人である役場職員に、「この手続で厚生年金保険との空白は無く年金記録が継続します。」と説明を受けたことを記憶している。保険料納付についても役場窓口で行った。申立期間の国民年金の資格記録が無く、保険料が還付となったとされていることは理解できず、保険料を受け取った記憶も無い。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳(マイクロフィルム)から、申立人が申立期間の保険料を納付し、一旦納付済みと記録された後、昭和50年1月付けで還付決定されたことが確認できることから、申立期間の保険料が納付されていたことは明らかである。

また、申立人に係る別の年金記録は見当たらないことから、申立期間は、本来、国民年金に加入すべき期間であると考えられ、同期間を未加入期間とし、納付済みであった同期間の保険料を還付すべき理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、平成22年1月に年金事務所から、申立期間は未加入期間であり納付済みの保険料が未還付であったことが判明したので保険料を返金するとの通知を受けた。申立期間の保険料は実際に納付したのだから、申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)から、申立期間に係る国民年金保 険料が納付されたことが確認できる。

また、同台帳によれば、申立期間の保険料は昭和 55 年4月までに昭和 54 年度の現年度保険料として納付されたものと考えられるところ、申立期間の前後の期間については保険料の納付記録は確認できず、かつ未加入期間とされていても、申立人が申立期間については国民年金に加入していた可能性は否定できない。

さらに、オンライン記録上、申立人の昭和 51 年度に係る保険料は、従来全て未納とされていたが、i) 昭和 51 年4月から同年6月までの期間及び 52 年1月から同年3月までの期間に係る保険料は、特殊台帳(マイクロフィルム)では納付済みとされていること、ii) 51 年7月から同年 12 月までの保険料は市の電算記録から納付済みであることが確認できたため、i) については平成 21 年 12 月に、ii) については 22 年 12 月にそれぞれ納付済期間に記録訂正されているなど、申立人の年金記録は必ずしも適切に管理されていたとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万円とされているが、申立人は申立期間①について、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間①の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日

② 平成19年12月17日

A事業所から、平成16年12月及び19年12月の賞与に届出誤りがあった との報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準賞与額は、当初、2万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月30日に20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(20万円)ではなく、当初、記録されていた標準賞与額(2万円)となっている。しかしながら、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間①において、A事業所の事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成22年6月30日)に、申立期間①に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、 当該期間において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年12月17日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事 業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万円とすることが必要で ある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月17日

A事業所に勤務している友人から、平成 19 年 12 月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、 当該期間において、26 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年12月17日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の2万4,000円とされているが、申立人は申立期間①について、その主張する標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間①の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日

② 平成19年12月17日

A事業所から、平成16年12月及び19年12月の賞与に届出誤りがあった との報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①における標準賞与額は、当初、2万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月30日に24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額に計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(24万円)ではなく、当初、記録されていた標準賞与額(2万4,000円)となっている。しかしながら、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間①において、A事業所の事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成22年6月30日)に、申立期間①に係る賞与額を訂正する旨の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、 当該期間において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年12月17日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から 控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事 業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要で ある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月17日

A事業所から、平成19年12月の賞与に届出誤りがあったとの報告を受けたので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、 当該期間において、25 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年12月17日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成8年5月から同年8月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月20日から同年9月30日まで

私がA事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が遡って9万2,000円に引き下げられていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成8年9月30日)の後の平成8年10月23日付けで、同年5月から同年8月までの標準報酬月額が9万2,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できるほか、同僚は、「申立人は、営業社員だった。」と証言している。

さらに、元専務取締役は、「申立人のことは記憶に無いが、経理担当者ではないので、申立人が社会保険事務をすることはあり得ない。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、19 年 4 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年4月1日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立 期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、 A事業所B工場で徴用工として勤務しており、当時の日記、金銭出納録及び 同僚と撮った写真があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i)当時の日記を提出しており、当該日記から、申立人は、昭和17年3月から徴用工としてA事業所B工場で勤務していたことが確認できる上、当該日記に氏名が記載されている元同僚は、「A事業所B工場で、申立人と同じ職場で徴用工として勤務していた。」と証言していること、ii)A事業所の寮の前で撮ったとする集合写真及び当該事業所名が確認できる写真を所持していること、iii)退職前の状況について、「昭和18年9月頃に寮を出て、自宅から通勤するようになった。19年に叔父が死亡したときはまだ勤務しており、同年3月末日でA事業所B工場を退職し、同年4月に入隊した。」と述べており、当該事実経過の説明は具体性がある上、申立人に係る陸軍戦時名簿の記録では、昭和19年4月に入営していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所B工場に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、i)申立人が提出した金銭出納録から、申立人は、複数年にわたりA事業所B工場から給与を支払われていたことが確認できること、ii)前述の日

記から、申立人は、健康保険被保険者証を所持し、給与から保険料が引かれていたことが確認できること、iii)当該日記に記載された元同僚で、A事業所B工場の厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できた5人は、全員が昭和17年6月1日に被保険者資格を取得しており、そのうち、前述の元同僚は、オンライン記録では、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、日本年金機構Cセンターでは、A事業所B工場の厚生年金保険被保険者名簿は、昭和 20 年の空襲により焼失し、現存する被保険者名簿はその後復元されたものと思われる旨回答しており、当該復元されたと考えられる被保険者名簿においては、ほとんどの被保険者について資格喪失日が記録されていない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る労働者年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は19年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、徴用工として申立人と同様の業務に従事していたとする元同僚の、A事業所B工場の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、 平成17年9月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成 17 年 9 月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月1日から18年9月1日まで

申立期間について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、残業代を除いたA事業所での給与額は 16 万円で変わらなかったが、申立期間の標準報酬月額が 14 万 2,000 円に下がっていることが分かった。給与明細書を所持しているので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬 月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、 事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月 額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額から、平成17年9月は15万円に訂正することが妥当である。なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成17年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主が届け出た報酬月額は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合うものであることが確認できることから、事業主は、給

与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け

出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 10 月から 18 年 5 月までの標準報酬月額 は、オンライン記録上の標準報酬月額が、給与明細書から確認できる厚生年金 保険料控除額に見合った標準報酬月額を超えていることから、記録を訂正する 必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成 18 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額は、 給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額 と、オンライン記録上の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年2月

私は、国民年金と厚生年金保険の加入期間は1日でも空けないように、 会社を退職後は国民年金に加入して、送られてきた納付書により保険料は 全て納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得が いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金及び厚生年金保険の加入期間の間に空白ができないように、平成4年2月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は送られてきた納付書で納付したはずであると述べているところ、申立人が現在居住している市の電算記録には、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、7年7月28日の届出により取得したものであることを示す記録があり、オンライン記録上、申立人は同年同月21日に第3号被保険者資格を取得しているため、当該資格取得の届出の際に遡って申立期間の被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間当時は未加入期間であったと推認できることから、申立人が主張するように保険料を納付することはできず、遡って申立期間の被保険者資格を取得した7年7月の届出時点では、申立期間は既に時効のため、遡って保険料を納付することもできない。

また、申立人の申立期間当時の住所地の市の電算記録には、申立期間に係る被保険者資格を取得したことを示す記載は無く、上記のとおり、申立期間当時は未加入であったと推認できることと符合する上、申立人が現在居住する市の電算記録には、申立期間の保険料を納付したことを示す記載は無く、未納とされているオンライン記録との齟齬も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民年金及び国民健康保険のいずれにも加入していたと述べているところ、申立期間当時の申立人の住所地の市が保管する国民健康保険の加入履歴に、当時、申立人が国民健康保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも うかがえない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、 日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周 辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から54年1月まで

当時、地区の女性が自宅に集金に来ており、その人に保険料を納付していたことを記憶しているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、集金により国民年金保険料を納付していた記憶があるとするのみで、申立期間に係る国民年金加入手続を行った記憶は無いとしていることから、申立人が確かに申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたものと推認するのは困難である上、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であり、申立人の国民年金への加入が任意であったことを踏まえると、昭和 54 年2月に申立人が国民年金に任意加入したとされているオンライン記録に不自然さは見当たらない。

また、申立人が所持するいずれの年金手帳にも、申立期間当時、申立人が被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、特殊台帳(マイクロフィルム)でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記、源泉徴収票等)は無く、申立期間の保険料を納付したこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 11 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年12月まで

私は、申立期間当時、実家から離れて美容学校に通っていたが、実家に 国民年金の加入案内が来たので母親が加入手続を行い、金融機関で保険料 を納付してくれたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていること に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に 直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に他界してお り、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和51年10月頃行われ、20歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられる。このことから、加入手続が行われるまで申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人の母親は申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)から、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料は、52 年 2 月 19 日に過年度納付されたことが確認できるところ、同納付時点では、申立期間の保険料は既に時効のため遡って納付することもできなかったと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い 出されたことはうかがえない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付し ていたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿、日記等)は無く、ほかに 申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から48年8月21日まで

年金事務所で標準報酬月額を照会したところ、A事業所の標準報酬月額は昭和46年9月から47年6月までは5万2,000円、同年7月から48年1月までは8万円、同年2月から同年7月までは9万8,000円との回答を受けたが、46年9月は7万円、同年10月以降は15万円の給料だったと記憶しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に入社後の昭和46年9月は7万円、同年10月以降は15万円の給料であり、役員と同じくらいだったと記憶している。」と主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所の役員は、「役員の給与は、申立人より高かったと思う。」と回答しており、当該事業所の元事業主も、「申立人は役員より多い報酬が支払われていないと思う。また、申立人の給与額に基づき社会保険事務所(当時)に標準報酬月額を届け出ており、届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除していたと考える。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主に より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月5日から42年9月2日まで

A船舶所有者B船舶には二回勤務しているが、年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、二回目に乗船した期間について船員保険の加入記録が無い旨の回答を得た。船員手帳によると、申立期間において、A船舶所有者B船舶に雇入れの記録が確認できるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、A船舶所有者B船舶で、昭和 40 年 6 月 5 日に雇入れ、42 年 9 月 1 日に雇止めの記録が確認でき、申立期間について、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと申し立てている。しかし、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入したことにならない。

また、A船舶所有者B船舶の船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立人は、申立期間に船員保険被保険者としての加入記録は確認できない。

さらに、上述の船舶所有者及びB船舶の元船長は、「詳しい期間の記憶はないが、申立人は、二回、当該船舶に乗っていた。」と証言しているものの、A船舶 所有者は、「当時の資料は既に廃棄してしまったが、二回目に乗った時は経営が 厳しく、申立人は船員保険に加入していなかった。給料から保険料の控除もしていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月6日から平成15年5月31日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で確認できる厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、A事業所において自分が得ていたと記憶している報酬と比較して極端に低くなっているので、申立期間における標準報酬月額を、実際に得ていたと記憶している報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所と顧問契約のあった社会保険労務士事務所の担当者は、「A事業所に係る資料は残っていないため、詳細な金額を確認することはできないが、事業所から預かった賃金台帳を基に社会保険事務所(当時)に提出する書類を作成し、提出していた。決定通知書が届いた後、内容を確認し、決定通知書の原本と一緒に、当所で作成した報酬及び給与から控除する保険料額表を書面でA事業所に渡していたので、申立人の報酬から控除されていた厚生年金保険料は、社会保険事務所の標準報酬月額の記録に見合う額だったと考える。」と回答している。

さらに、A事業所と顧問契約のあった会計事務所の担当者は、「A事業所に係る財務資料及び議事録は残っていないため、申立人の報酬月額等を確認することはできないが、帳簿の月次処理において、報酬及び給与から源泉控除された社会保険料に係る預り金は適切に処理されていたと記憶している。」と回答している。

加えて、A事業所に係るオンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月26日から平成元年6月23日まで

② 平成元年6月23日から2年7月21日まで

③ 平成3年11月1日から9年8月1日まで

年金事務所で、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①についてはA事業所での、申立期間②についてはB事業所での、申立期間③についてはC事業所での標準報酬月額が、現物給与を含んでいない総支給額を基に計算された可能性があることが分かったので、実際の総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、「A事業所、B事業所及びC事業所では住宅と食事の現物給与があったが、標準報酬月額は、いずれの事業所においても、現物給与を含んでいない総支給額を基に計算された可能性があるので、実際の総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。」と主張しているものの、申立期間①、②及び③に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

申立期間①について、A事業所に照会したところ、事業主は、「申立人に係る 給与台帳等が保存されていないため、申立期間①当時の総支給額は不明であるが、 当社では、従来から現物給与を総支給額に含めており、総支給額に基づいて標準 報酬月額の届出を行い、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除しているこ とから、申立人についても同様の扱いであったと考えられる。」と回答している。 また、A事業所に係るオンライン記録では、申立期間①に申立人の標準報酬月 額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、B事業所に照会したところ、同事業所のD職は、「申立期間②当時、B事業所を管理していた会社が倒産し、人事記録等の書類が残っていないため、申立人に係る給与の総支給額は不明であるが、通常、総支給額には現物給与分が含まれ、総支給額を基に標準報酬月額の届出を行い、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除しているので、申立人についても同様であったと考える。」と回答している。

また、B事業所に係るオンライン記録では、申立期間②に申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間③について、E社(C事業所の親会社)F部に照会したところ、同部の社会保険事務担当者は、「C事業所は平成 18 年に閉鎖されたが、同事業所の社会保険事務はE社F部で行っていた。申立人に係る申立期間③の標準報酬月額は、現物給与を含めた総支給額に基づいて届出を行い、標準報酬月額に見合った保険料を申立人の給与から控除していたと考えられる。」と回答している。

また、C事業所に係るオンライン記録では、申立期間③に申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人は、申立期間①、②及び③においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から48年2月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所での標準報酬月額が支給されていた給与よりも低額となっていることが分かった。 A事業所では、15万円から 20万円の給与をもらっていたので、標準報酬月額を給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所の給与総支給額は 15 万円から 20 万円であった。」と主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立期間当時の事業主の子息は、「届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額と申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月2日から同年12月4日まで

年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、船員手帳では、申立期間についてA船舶所有者B船舶に乗っていた記録があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、A船舶所有者B船舶で、機関長として、平成13年11月2日に雇入れ、同年12月4日に雇止めの記録が確認できる。

しかし、A船舶所有者は、「申立人に係る資料は無いため、当時の状況については確認ができない。」と回答している上、申立人が提出した船員手帳に記載されている船長とは連絡が取れなかったため、申立人に係る船員保険の適用、船員保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

また、C市の回答から、申立期間について、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は平成7年8月に老齢年金の受給権を取得したことが確認できるが、申立期間において、仮に船員保険に加入していたのであれば、在職老齢年金として裁定額の全額又は一部について支給停止を受けるべきであるものの、申立人に裁定額全額が支給されていることが確認でき、申立人は、申立期間について船員保険に加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 30 日から 55 年 12 月 30 日まで

年金事務所に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び事業主の証言から、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の代表取締役は、「申立期間当時も正社員として採用した場合は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険を同時に加入手続をしていると考える。」と回答しているが、申立期間について、雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間当時の事務担当者は、「納入告知書が届いたときに、預り金を チェックし、納付金額に誤りがないかを確認して納付していたので、間違いは考 えられないし、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控 除することはありません。」と証言している。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 51 年 4 月 1 日から 60 年 6 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録を確認したところ、この間に欠番はなく、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月21日から同年4月9日まで

② 昭和31年6月1日から35年5月19日まで

③ 昭和35年8月26日から36年2月26日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 2 月 26 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者 6 名のうち、資格喪失後 4 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 3 名を除く 3 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、 2 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取して

も、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月頃から34年10月頃まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得た。給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所(A事業所から名称変更)が保管している辞令簿から、申立人が申立期間のうち昭和33年11月11日から34年8月26日まで、A事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、i)前述の辞令簿において、申立人と同日に入社していることが確認できる複数の者(申立人が同僚として名前を挙げた者を含む。)は、「入社後しばらくは臨時社員として勤務し、厚生年金保険に加入するまでに1年間の空白がある。」と証言しており、上述の同僚のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社日から1年経過後であることが確認できること、ii)B事業所は、「申立期間当時、入社後半年から数年の期間を経て正社員として登用しており、正社員として登用するまでの期間については厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答していることから、当該事業所では、入社後必ずしもすぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがわれる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 33 年8月 15 日から 34 年 12 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月5日から27年4月12日まで

② 昭和27年8月5日から33年5月23日まで

③ 昭和36年9月1日から42年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間①、②及び③を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

申立期間①及び②について、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年5月23日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者18人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16人について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社が手続をしてくれて脱退手当金を受給した。」と証言しており、当該事業所は、「当時の資料が無く脱退手当金の取扱いについては不明だが、当時の事務担当者によると、脱退手当金については説明をし、頼まれれば代理申請をしていた。」と回答しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられ

る。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年7月29日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間③について、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保 険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されている とともに、申立期間③の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の 事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、結婚後に国民年金保険料を遡って納付したと述べており、その際の資格取得日が申立期間③と重複する昭和 41 年 8 月 1 日となっていることを踏まえると、その時点で申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。